

## 仕 様 書

### 1 件名

大阪府新別館南館・北館及びその附属施設で使用する電気の調達に係る単価契約

### 2 概要

(1) 受電場所 大阪市中央区大手前3丁目1番43号

(2) 使用場所 大阪府新別館

### 3 仕様

#### (1) 調達期間及び計量期間

##### ア 調達期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時までとする。

##### イ 計量期間

毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間

#### (2) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

ア 電気方式 交流3相3線方式

イ 標準電圧 6,000 V

ウ 計量電圧 6,000 V

エ 標準周波数 60 Hz

オ 受電方式 本線（1回線受電）

##### カ 発電設備

(ア) 定格出力 1号 1,000 kW、2号 1,200 kW

(イ) 台数 2台

(ウ) 用途 非常用

(エ) 定格電圧 6.6 kV

(オ) 系統連系の有無 無

#### (3) 契約電力、予定使用電力量等

ア 契約電力（常時電力） 1,200 kW

イ 予定使用電力量 3,865,007 kWh

月別の予定使用電力量及び最大需要電力 別表のとおり。

なお、本施設においては、令和6年度よりESCO事業を実施している。

#### (4) 受給地点

大阪市中央区大手前3丁目1番43号における大阪府新別館の構内に施設した区分開閉器の電源側接続点。

#### (5) 電気工作物の財産分界点

受給地点に同じ

#### (6) 保安上の責任分界点

受給地点に同じ

## (7) 料金制度

料金制度は、基本料金と従量料金に基づくものとするが、年間の取引電力量を設定し、又はこれに類する条件を付することは禁ずる。

## (8) 力率

ア 受注者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引又は力率割増しを行うものとする。

イ 力率は、その月の午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。

単位は%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率}(\%) = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

ウ 力率割引又は力率割増しは、基本料金に以下の計算式により得られた値（以下「力率割引又は力率割増し値」という。）を乗じることにより行うものとする。

なお、全く使用しない場合、その力率は 85% とする。

$$\text{力率割引又は力率割増し値} = 1.85 - \text{力率}/100$$

エ 契約期間における予定平均力率は 100% とする。

（入札時の積算においても力率は 100% とする。）

## (9) 燃料費調整等

ア 各月の燃料費調整額及び市場価格調整額の算定方法については、公告日時点で適用されている当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じるものとする。

イ 入札価格の算定に当たっては、燃料費調整及び市場価格調整は考慮しないこと。

## (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ア 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）によるものとする。

イ 入札価格の算定に当たっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

## (11) 料金の算定

料金の算定は、計量期間の契約電力及び使用電力量に基づき、次の計算方法で行う。

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

基本料金 = 基本料金単価 × 契約電力 × 力率割引又は割増し値

電力量料金 = 電力量料金単価 × 使用電力量 + 燃料費調整額 + 市場価格調整額

※燃料費調整単価及び市場価格調整単価並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、計量期間の最終日の属する月の値を適用すること。

## (12) 請求書について

ア 請求書には、契約電力、使用電力量、電気料金を記載することとする。

イ 請求書の送付は、発注者が落札後に提示する送付先への郵送又は電子メールによる

送付、Webからのダウンロードによる方法のいずれかによるものとする。

ウ 受注者は、発注者が必要とする電力使用量等の情報について、Webからのダウンロード等の方法により、常時提供すること。

(13) 支払方法

支払方法は銀行口座振り込みを原則とするが、銀行口座からの引き落としも可とする。

(14) その他

① (9)①に記載の当該地域を管轄する旧一般電気事業者は、みなし小売電気事業者である関西電力株式会社をさします。

② 契約事業者は、契約期間の始期及び終期が属する年度においても、大阪府電力の調達に係る環境配慮方針(以下「方針」という。)第5条に記載のとおり、別表1「大阪府環境に配慮した電力調達契約評価基準」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。なお、年度は4月から3月の間とする。また、複数の年度にまたがる契約の場合は、その期間に該当する年度も同様とする。

この確認のため、契約期間中又は終了後、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

別表

◎契約後1年間の使用予測

	30分最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)
令和8年 4月	772	257, 548
令和8年 5月	973	292, 506
令和8年 6月	1, 108	359, 758
令和8年 7月	1, 087	426, 264
令和8年 8月	1, 142	407, 267
令和8年 9月	1, 130	392, 901
令和8年 10月	958	340, 426
令和8年 11月	698	253, 554
令和8年 12月	791	292, 037
令和9年 1月	805	294, 502
令和9年 2月	822	272, 255
令和9年 3月	782	275, 989
予測合計	-----	3, 865, 007

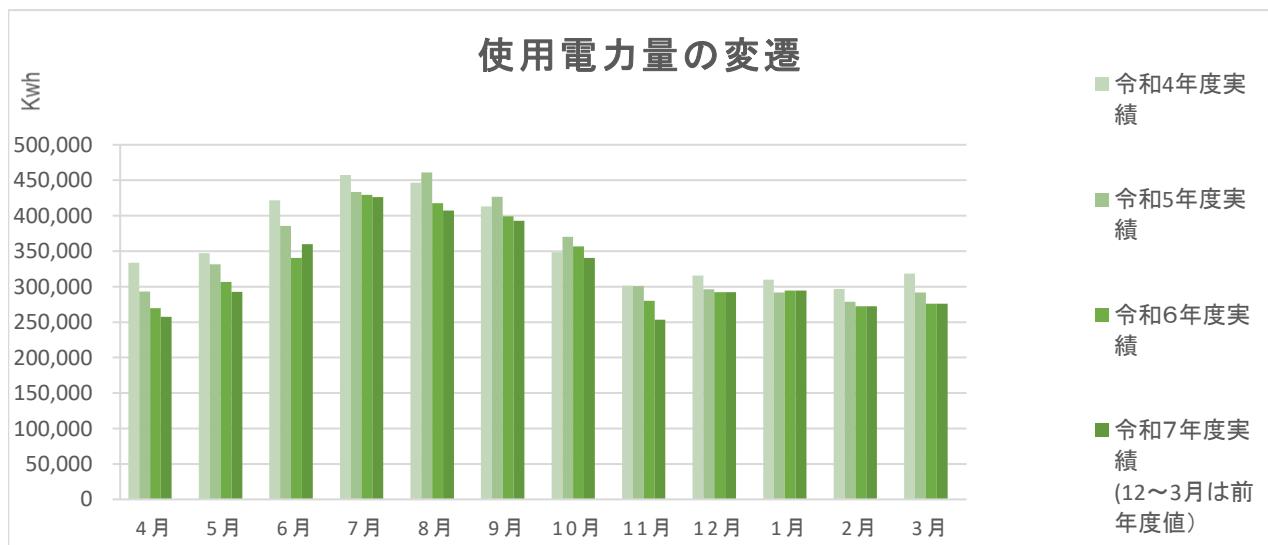
## 別紙 1

### 使用電力量の変遷

(kwh)

月	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績 (12~3月は前年度値)
4月	333,880	293,125	269,467	257,548
5月	347,286	331,471	306,815	292,506
6月	421,912	385,802	340,612	359,758
7月	457,606	433,404	429,558	426,264
8月	446,483	460,866	417,492	407,267
9月	413,205	426,716	399,114	392,901
10月	348,695	370,508	356,969	340,426
11月	301,314	300,915	279,834	253,554
12月	315,537	296,347	292,037	292,037
1月	309,718	291,842	294,502	294,502
2月	296,735	278,778	272,255	272,255
3月	318,384	291,779	275,989	275,989
合計	4,310,755	4,161,553	3,934,644	3,865,007

※令和6年4月よりESCO事業を実施している。



## 別紙 2

### 最大需要電力の変遷

月	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	987	772	742	772
5月	1,054	974	968	973
6月	1,216	1,092	1,017	1,108
7月	1,212	1,240	1,196	1,087
8月	1,271	1,254	1,200	1,142
9月	1,184	1,233	1,168	1,130
10月	1,054	1,026	1,034	958
11月	807	930	753	698
12月	858	877	791	
1月	867	851	805	
2月	901	817	822	
3月	847	791	782	

※令和6年4月よりESCO事業を実施している。

